

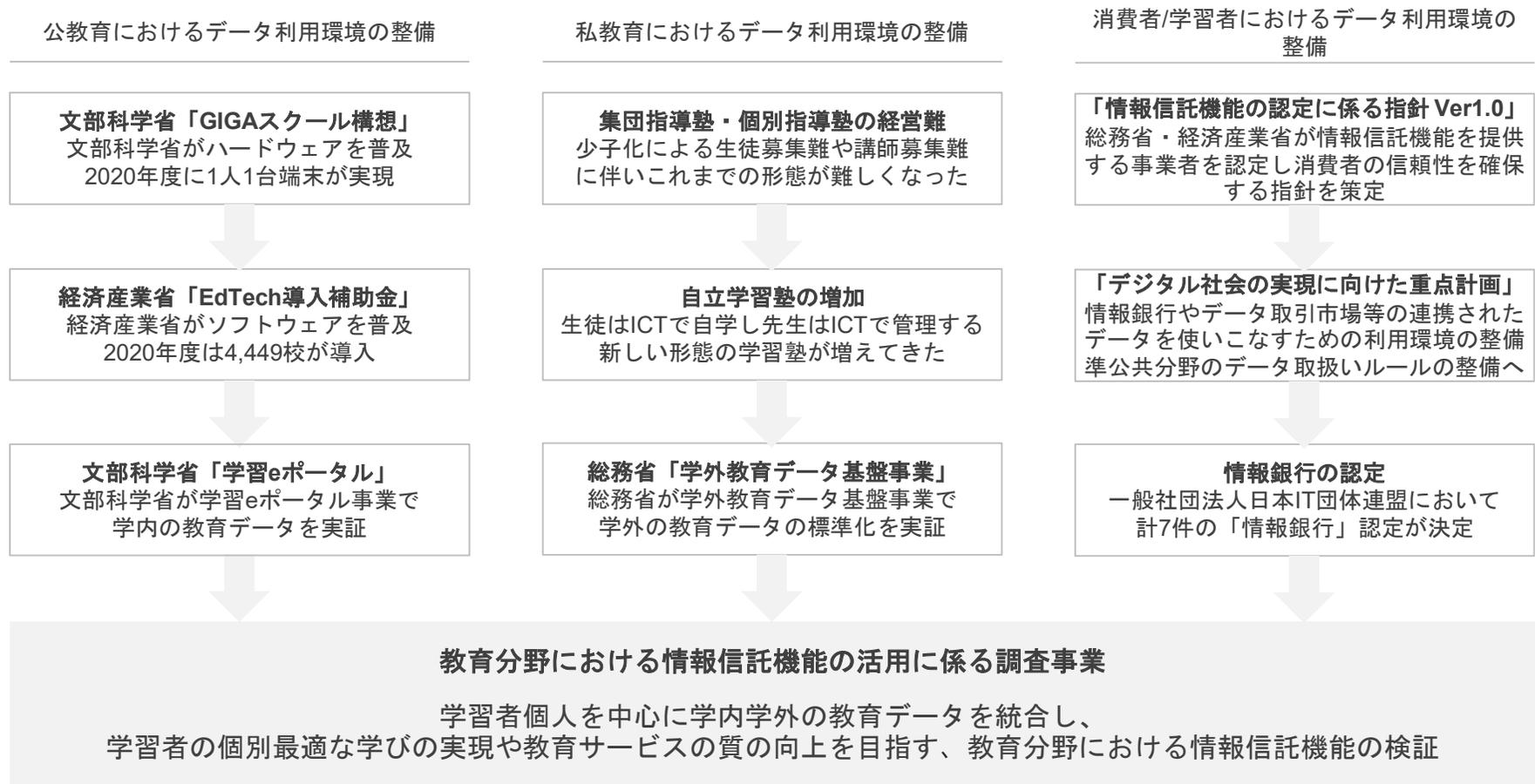
# 教育分野における情報信託機能の活用に係る調査事業

スタディプラス株式会社

令和4年10月3日

# 目的

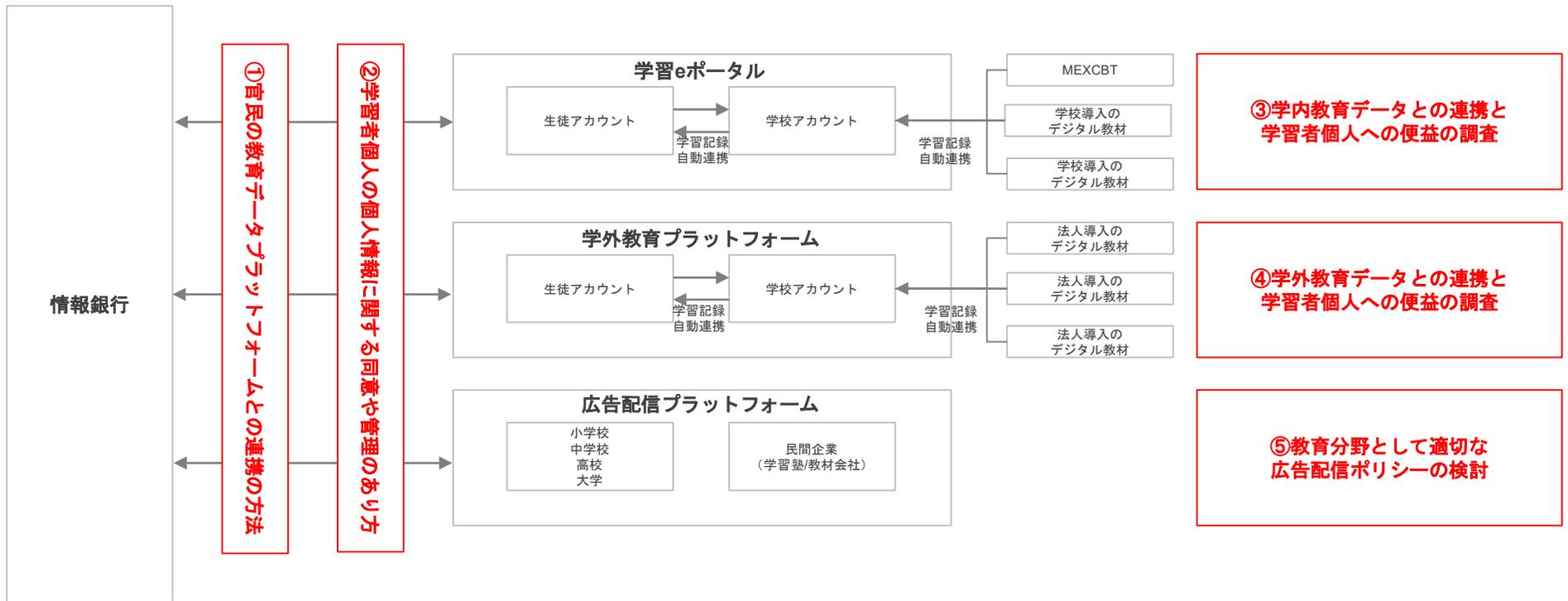
情報銀行における教育データの利活用における課題やニーズを整理し、情報銀行と官民の教育データプラットフォームとの連携方法やそれぞれが満たすべきルールについて検証、社会実装に向けた課題の洗い出しを実施することにより、官民両面における情報銀行を活用した教育データの利活用を促進し、公教育と私教育のデータ連携による個別最適な学びを実現する。



# 本事業のイメージ

学習者個人や各教育データプラットフォーム及び教育データ取扱事業者から個人情報情報を情報銀行に開示し、情報銀行内部で統合することで、学習者の個別最適な学びや教育サービスの質の向上に資することに係るモデル実証を実施し、検証する。

## 調査概要

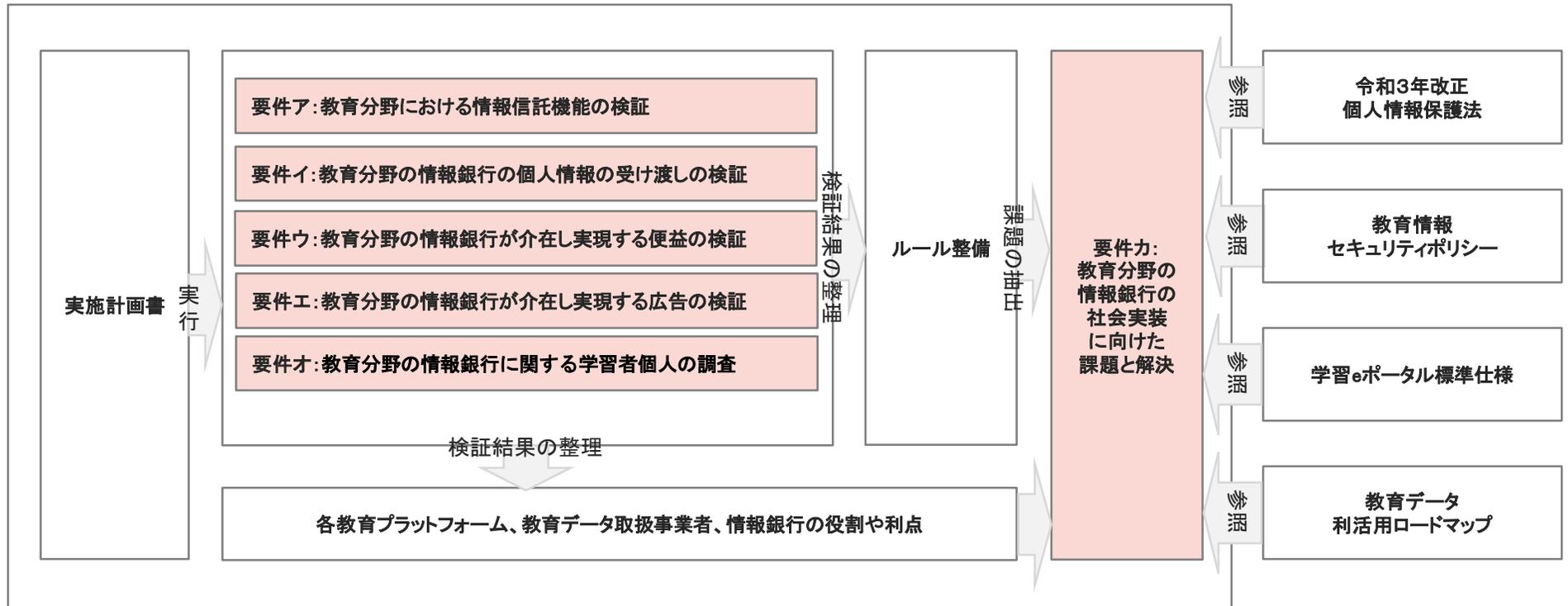


主な論点

# 調査の全体像

ア～エの実装にあたり求められるルール整備や、各教育プラットフォーム及び教育データ取扱事業者、情報銀行それぞれに生じる役割や利点、学習者個人への便益等を整理し、社会実装に向けての課題及びその解決策を具体的に提案する。その際、「令和3年改正個人情報保護法」、「教育情報セキュリティポリシー」、「教育データ利活用ロードマップ」、文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)の接続仕様である「学習eポータル標準モデル」等を参照しながら検討する。

## 提案概要



# 調査の概要

本実証事業における調査の概要は下記の通り。

要件	目的	既存システム	机上検証	検証方法
<b>ア. 教育分野における情報信託機能の検証</b>	情報銀行と教育データPFが連携する場合の制度・技術・運用や、流通する情報種別について整理する	○ モデル実証→調査 仕様・要件の整理	○	既存システムによるモデル実証後、学校・学習塾・学習者個人を対象にした調査を実施してメリットと課題を整理する 既存システムおよび情報銀行認定制度の仕様・要件を整理し、比較・検証する
<b>イ. 教育分野の情報銀行の個人情報を受け渡しの検証</b>	情報銀行に係わる個人情報の受け渡しについて、ルール要件や必要なシステム機能等を定義する	△ 仕様・要件の整理	○	既存システムおよび情報銀行認定制度の仕様・要件を整理し、比較・検証する
<b>ウ. 教育分野の情報銀行が介在し実現する個人の便益の検証</b>	学校、民間事業者（学習塾）、広告事業者が情報銀行を介して個人に還元可能な便益のパターンについて整理する	○ モデル実証→調査	—	既存システムによるモデル実証後、学校、民間教育事業者（学習塾、通信教育事業者）、広告事業者や広告主を中心に調査を実施する
<b>エ. 教育分野の情報銀行が介在し実現する広告の検証</b>	情報銀行の広告による収益化、教育領域として適切な広告範囲を整理する	○ モデル実証→調査	○	既存システムによるモデル実証後、学習者の利益・不利益を調査。その上で教育情報セキュリティポリシー、令和3年改正個人情報保護法、子供の人権等を比較・検証する
<b>オ. 教育分野の情報銀行に関する学習者個人の調査</b>	情報銀行が社会実装された際の利用意向や課題について整理する	○ モデル実証→調査	—	既存システムによるモデル実証に参加した個人学習者に調査を実施する
<b>カ. 教育分野の情報銀行の社会実装に向けた提案</b>	社会実装に向けての課題及びその解決策を具体的に提案する	—	—	ア～エの実装にあたり求められるルール整備や、各教育プラットフォーム及び教育データ取扱事業者、情報銀行それぞれに生じる役割や利点、学習者個人への便益等を整理する

# 調査の手順

## ①既存システムを利用したモデル実証

- 教育事業者において、既存システムを利用して、下記の目的のためにモデル実証を行なう(要件アウエ)
  - ア. 情報銀行と教育データPFが連携する場合の制度・技術・運用や、流通する情報種別について整理する
  - ウ. 学校、民間事業者(学習塾)、広告事業者が情報銀行を介して個人に還元可能な便益の調査結果パターンについて整理する
  - エ. 情報銀行の広告による収益化、教育領域として適切な広告範囲を整理する

## ③モデル実証の調査

- モデル実証後、実証対象に対して上記の目的に沿ったアンケート調査(およびヒアリング調査)を実施する(要件オ)
  - 学習者(生徒)
  - 教育事業者(学校、学習塾、通信教育)
  - 広告主

## ④報告書、ガイドライン案の作成

- 教育分野の情報銀行の社会実装に向けた提案(要件カ)
  - 報告書の執筆
  - 成果報告会準備

## ②机上検討

- 学習者個人からの同意の取得・管理方法、およびデータ提供時に個人を匿名化する場合の留意事項について、既存システムおよび情報銀行認定制度の仕様・要件を整理し、比較・検証する(要件アイ)
  - ア. 情報銀行と教育データPFが連携する場合の制度・技術・運用や、流通する情報種別について整理する
  - イ. 情報銀行に係わる個人情報の受け渡しについて、ルール要件や必要なシステム機能等を定義する
- 情報銀行における広告の取り扱いについて、既存システムおよび教育情報セキュリティポリシー、令和3年改正個人情報保護法、子供の人権等の観点などを調査・整理(要件エ)
  - エ. 情報銀行の広告による収益化、教育領域として適切な広告範囲を整理する

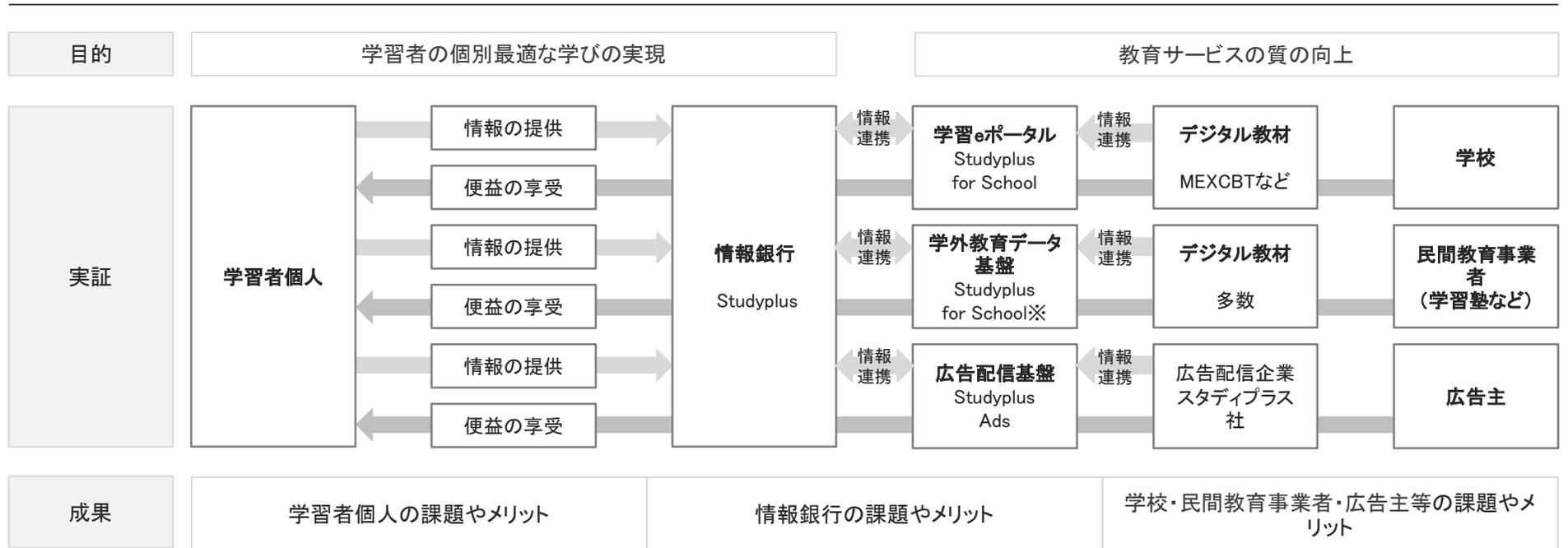
### <最終成果物>

- 官民の教育データプラットフォームとのデータ連携方法に関するガイドライン案
- 学習者個人からの同意の取得・管理方法に関するガイドライン案
- 情報銀行として扱う教育データ種別
- データ提供時に個人を匿名化し提供する場合のガイドライン案
- 学習者個人に還元される便益のパターン
- 学習者個人に教育サービスの広告を配信する場合の整理
- 情報銀行事業者がビジネスとして運営していくための課金体系のモデルケース

# 調査の方法

教育分野における情報銀行について、既存システム「Studyplus」・「Studyplus for School」・「Studyplus Ads」を利用して検証する。

## 検証概要



# モデル実証の方法

#	調査目的	実施方法	対象
実証1: 本人が通っている学校から個別指導を受ける事ができる	本ユースケースに関して 1. 教育サービスの質の向上に資することを検証する。 2. 個人に還元可能な便益のパターンを洗い出す。 3. 教育サービスの質の向上に必要な情報種別を洗い出す。 4. 技術・運用面等における課題やメリットを洗い出す。 5. 利用意向や課題等を広く聞き取る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校/教育事業者でStudyplus(情報銀行)とStudyplus for School(学習eポータル/学外データ基盤)を連携</li> <li>先生/講師が下記のモデルオペレーションを実施               <ol style="list-style-type: none"> <li>日常的にStudyplusで学習記録をつけるよう生徒に指導</li> <li>連携デジタル教材で学習するよう生徒に指導</li> <li>生徒の学習記録を毎週/隔週で確認し、フィードバックを実施</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校:生徒規模50~100名(公立/私立、中学校/高校、地方/都市部等、複数のパターンで実証)</li> <li>学習塾:50~100名(学習塾/通信教育、中学生/高校生、集団指導/個別指導等、複数のパターンで実証)</li> </ul>
実証2: レコメンドされた教育機関から助言を受ける事ができる		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育事業者でStudyplus(情報銀行)とStudyplus for School(学習eポータル/学外データ基盤)を連携</li> <li>学習者のスタディログや志望校などの情報をもとに、学習方法について助言をおこなう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校生各50名程度</li> </ul>
実証3: 利用者の属性情報やスタディログに応じた広告が得られる	本ユースケースに関して 1. 広告主が必要とする情報種別を洗い出す。 2. 技術・運用面等における課題やメリットを洗い出す。 3. 利用意向や課題等を広く聞き取る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>Studyplusを利用している学習者に対して、Studyplus Adsのシステムを通じて広告を配信</li> <li>広告配信レギュレーション(参考資料⑥~⑧を参照)に準じて配信内容・対象を設定</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告主:教育機関と民間事業者、各1クライアント</li> <li>広告配信対象者:中学生、高校生で各50名以上のアンケートを回収できる規模(アプリ内でアンケート調査を実施)</li> </ul>

# 机上調査の方法

#	調査目的	実施方法
机上1: 教育分野における個人情報利用に関する調査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民間事業者が情報銀行を運営、官民の教育データプラットフォーム「学習eポータル」「学外教育データ基盤(+デジタル教材)」と連携し、個人に最適な教育サービスの提供を行う場合の制度面における課題を整理する。</li> <li>2. 学習者個人や各教育プラットフォーム及び教育データ取扱事業者が情報銀行へ個人情報を開示し、情報銀行内部で統合するプロセスを定義し、必要なルール要件や必要なシステム機能等を整理する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下記について、既存システム(Studyplus、Studyplus for School)、および情報銀行認定制度の仕様を整理する <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 学習者個人からの同意の取得・管理方法、およびデータ提供時に個人を匿名化する場合の留意事項</li> <li>b. 情報銀行と教育データPFが連携する場合の制度・技術・運用や、流通する情報種別</li> </ol> </li> <li>2. 上記①で整理した内容を比較・検証する</li> </ol>
机上2: 教育分野における広告に関する調査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 制度・技術・運用面等における課題を調査する。</li> <li>2. 学習者個人に教育サービスの広告を配信することを想定した広告配信プラットフォームと情報銀行の連携も想定して実証し、情報銀行の広告による収益化や、教育領域として適切な広告範囲について、配信元が教育機関と民間事業者である場合に分けて検討する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報銀行における広告の取り扱いについて、既存システム(Studyplus、Studyplus for School)の仕様を整理する</li> <li>2. 教育分野における広告の取り扱いについて、教育情報セキュリティポリシー、令和3年改正個人情報保護法、子供の人権等の観点などを調査・整理</li> <li>3. 上記①②で整理した内容を比較・検証する</li> </ol>

# 調査の対象

教育分野における情報銀行のユースケースとして3種類の便益提供方法を想定。それぞれ実証・調査をおこなう。

事業者	個人情報の用途	便益の提供方法	学習者の便益	実証方法
学習者が現在利用している 学校・民間教育機関	教育サービスの質向上	スタディログに基づく学習指導	個別最適な学習指導・助言を 得られる	実証1、机上1
学習者が現在利用していない 民間教育機関	生徒の集客	スタディログに基づく学習助言		実証2、机上1
広告主	広告配信先のターゲティング	情報銀行内外での広告配信	学習・進学に関する 自分に適した情報を得られる	実証3、机上2
教材メーカー	- 教材開発においては統計情報の粒度で十分であり、 個人情報の利用は想定されない	教材の利用状況の分析による コンテンツ開発・改善	より学びやすい教材が流通する	-

# 主な論点 (2022年10月3日時点)

ユースケースから想定される論点は下記。

区分	背景	論点
全般	情報主体が未成年者	1 情報主体が未成年の場合において、どのような同意取得方法が適当か。 2 情報主体が未成年の場合において、どのように情報のコントロールアビリティを確保するのが適当か。
	学習eポータルや学外教育データ基盤と連携するデジタル教材にデータを渡す場合、教育機関が個人情報を取得した目的以外でデータを活用することになるため、学習者本人の同意が必要	3 学習者本人の同意を得る、もしくは同意を伴わないでデータを活用する方法にはどのようなパターンが考えられるか。
	スタディログの中で情報の機微性に差がある	4 機微性が高い情報のあるか、取り扱いに留意点はあるか。
	スタディログのデータ定義、データ形式が標準化されていない	5 スタディログの活用において重要なデータ種別およびデータ品質にはどのようなものがあるか。
	学校・塾に他事業者にスタディログを公開するインセンティブが乏しい場合が想定される	6 教育事業者が他事業者にスタディログを利用されることを拒む背景、理由にはどのようなものがあるか。どのように対応すべきか。
学習指導・助言	学校・塾では一般的にPマークやISMS等の個人情報の取り扱いに関する外部認証を取得しておらず、情報銀行認定制度の情報提供先基準を充足しない	7 情報銀行認定制度で課されている情報提供先基準では情報を提供できる学校や教育事業者が少ないことに関して対応すべきか、どのように対応すべきか。
広告配信	国内外の法律やガイドラインで教育分野での広告配信が制限されている	8 どのような広告(内容、広告主、配信方法)、情報の種別、学習者属性、同意取得方法、利用シーンであれば広告を許容すべきか。

# 有識者検討会とスケジュール

教育分野における情報銀行の調査に際して、その内容を適正かつ実効性のあるものとするため、有識者参加による「有識者検討会」を設置する。また、下記のスケジュールにて本事業を進める。

有識者	
○越塚 登	東京大学 大学院情報学環 教授
森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会 会長

